

# 小規模多機能ハウスあい戸倉

## 利用料金表

別紙 2

### 1. ①サービス利用料金 [介護保険自己負担額] (定額制/月)

要支援1 (介護予防)			要支援2 (介護予防)	
3,403 円			6,877 円	
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
10,320 円	15,167 円	22,062 円	24,350 円	26,849 円

※ 定額制とは、利用がなくても、登録してある場合は月額の利用料金が発生するという事です。最終利用月の次の月に利用が全く無い場合であっても契約満了の連絡がない場合は、月額の利用が発生いたします。登録を解除される時は緊急の理由がない限り2週間前にご連絡をお願いいたします。(利用契約書第2条・第2・3参照)

### ②サービス利用料金 (短期利用) [介護保険自己負担額] (1日)

要支援1 (介護予防)			要支援2 (介護予防)	
419 円			524 円	
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
565 円	632 円	700 円	767 円	832 円

※ 利用者の状態や利用者の家族の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、あらかじめ七日以内 (利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は十四日以内) の利用期間を定めて利用可能です。

### 2. その他の費用

①	食費	各食1回につき	(朝400円・昼500円・夕600円)
②	宿泊費	1,500円/日	(寝具レンタル料含む)
③	冬季暖房料	300円/日	(10月～5月まで)
④	日常生活に便宜上、提供されるサービス		
	1	化粧品代	実費
	2	おむつ	実費 (パンツ1枚100円・パット15円)
	3	理・美容費	実費 (カット1,600円/回・パーマ4,500円/回)
	4	行事参加費など	実費 (レクリエーション等)
⑥	その他		
	1	嗜好品	実費

### 3.加算費用

#### ①初期加算 30円/日

初期加算算定について登録後30日間は初期加算として1日当たり30円が加算されます。

又、30日を越える病院又は診療所への入院後に利用を再開した場合も同様となります。

(※省令による変動あり)

#### ②看護師配置加算(Ⅱ) 700円/月 加算されます。(介護予防は算定されません。)

#### ③認知症加算 (下記内容について加算算定に該当される方のみ加算されます。)

知症加算(Ⅰ) 800円/月 (日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当される方)

「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」

認知症加算(Ⅱ) 500円/月 (要介護2である方で日常生活自立度ランクⅡに該当される方)

「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」

#### ④介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 加算率4.2% 1回/月

加算率については基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外となります。

#### ⑤サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 640円/月 (Ⅰ)ロ 500円 (Ⅱ)350円/月 (Ⅲ)350円/月

当事業所の条件を満たした月について(Ⅰ)イ・ロ(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかが加算されます。

#### ⑥総合マネジメント体制強化加算 1,000円/月

※サービス利用料金は利用者の負担割合に応じた額となります。『介護保険負担割合証』の提示をお願い致します。

※利用者が属する世帯の前年の収入が一定額未満の場合「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」により減額される場合があります。